

**「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について**

燃料タンクに係る不正な二次架装を防止するため、車両総重量7トン以上の普通貨物自動車の自動車検査証の記載事項に「燃料タンクの個数及びそれぞれの容量」が追加され、平成18年8月1日以降の新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けた車の自動車検査証に記載されます。

- ・指定整備工場で検査員が証明を行う場合、自動車検査証、一時抹消登録証明書に記載された燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量と同一であるかどうかの確認が必要となりました。
- ・燃料タンクの個数及び容量を確認した際には、指定整備記録簿に燃料タンクの個数及び容量を記載する必要があります。
- ・今回の記載要領の改正は、その記載箇所を同記録簿の「自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」欄のうちの「その他」欄とするよう改正したものです。
- ・このため、自動車検査証等に燃料タンク等が記載されている車については、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について同一であるかどうかの確認を実施することとともに、指定整備記録簿に記載することとなります。

記載例(燃料タンク2個、容量200L 200L)

そ の 他
燃料タンク 2 個
200 L 200 L

**自動車検査証記載事項(備考欄)の確実な確認について**

標記について平成18年6月5日及び6月16日付けの事務連絡「保安基準不適合車(NOx・PM法・速度抑制装置)に対する保安基準適合証の交付について」において、

「NOx・PM法に適合していない車両に保安基準適合証を交付」  
「速度抑制装置の基準に適合していない車両に保安基準適合証を交付」

したものについて、運輸支局窓口に申請し保安基準に適合しないことが確認された場合には、保安基準不適合車に対する保安基準適合証の交付として、支局においては特別監査の対象とする旨の連絡をさせていただきましたが、その後、上記に該当する事例が再度発生している旨の連絡が支局よりありました。

つきましては、NOx・PM法特定地域内の車両及び速度抑制装置の装備が必要な車両に保安基準適合証を交付する際は、自動車検査証の備考欄の確実な確認を再度徹底するととも

に検査員等従業員に対する指導についてもよろしくお願ひ申し上げます。

なお、自動車検査証備考欄の記載内容について不明な点がありましたら、振興会指導課又は支局整備課にお問い合わせ下さい

振興会 指導課 055-262-4422  
支 局 整備課 055-261-0882

(参考)

平成18年度自動車検査員研修資料

P 82 「3. 自動車検査証備考欄の見方 ①自動車検査証備考欄記載とNOx・PM法使用車種規制の見方」

P 83 「②自動車検査証備考欄記載と速度抑制装置装着の見方」

P 84 「これらの事例は、判断の間違がよく見受けられます。」

### 自動車検査証備考欄とNOx・PM法使用車種規制の見方

#### 備 考

[品川] 繼続検査  
自動車重量税額 ￥70,000

特定期日

この自動車は平成18年8月31日以降の有効期限満了日を超えて

NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。

この自動車の使用の本拠は

#### ケース 1

有効期間の満了する日  
平成18年8月30日

特定期日

平成18年8月31日

車検証の更新ができますか？

特定期日が車検証の有効期間  
より「後」になる場合

判定=○

平成18年8月31日までは  
車検証の更新ができます。

#### ケース 2

有効期間の満了する日  
平成18年8月31日

特定期日

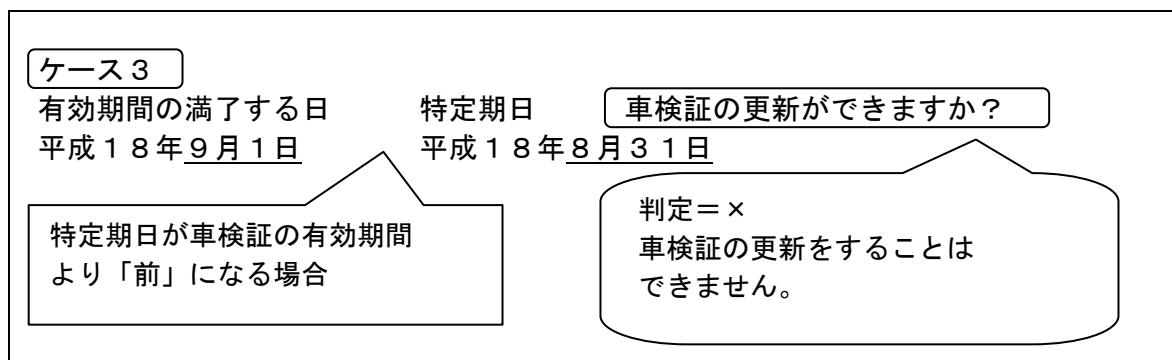
平成18年8月31日

車検証の更新ができますか？

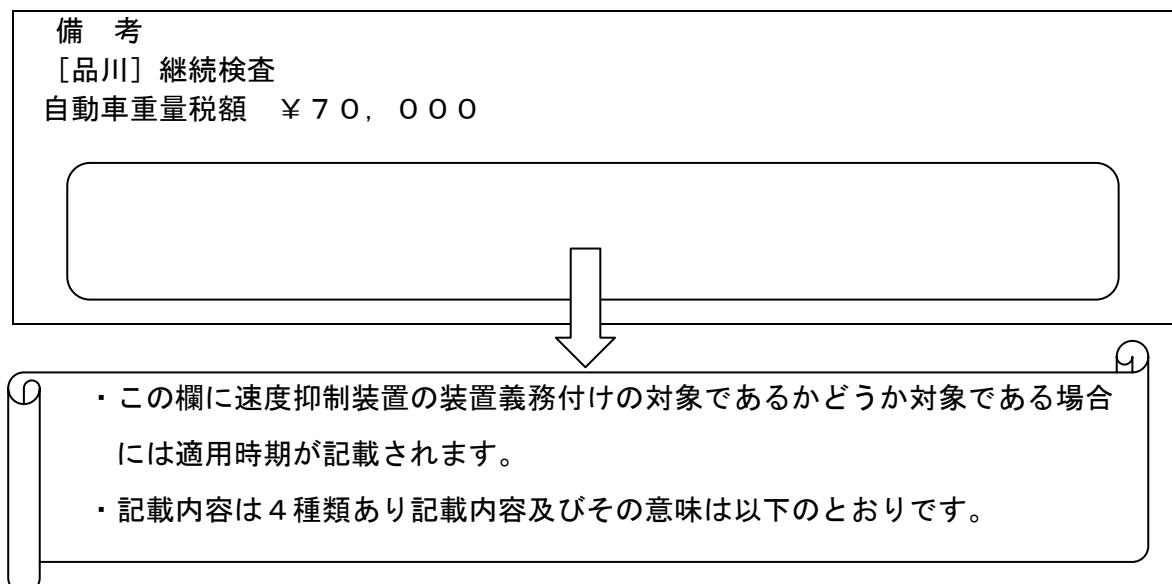
特定期日が車検証の有効期間  
が「同日」の場合

判定=x

車検証の更新をすることは  
できません。



### 自動車検査証備考欄記載と速度抑制装置装着の見方



### ケース 1

この自動車は平成〇年 9 月 1 日以降最初の検査時以降に速度抑制装置の装備が  
必要です。

速度抑制装置の装着が義務付けられる自動車です。

### ケース 2

この自動車は平成〇年 9 月 1 日以降の最初の検査時以降に速度抑制装置の装備  
が必要です。

N O x ・ P M 規制に適合しない場合には、N O x ・ P M 対策地域内に使用の本  
拠を置いている限り、速度抑制装置の装備は必要ありません。

速度抑制装置の装着対象車両ではあるものの、NOx・PM規制に適合しないためにNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置いている限り速度抑制装置の装着が免除される自動車、又は、NOx・PM規制への適否が未判定のため判定の必要がある車です。

### ケース3

速度抑制装置付き



速度抑制装置が装着済みの自動車です。

### ケース4

この自動車は速度抑制装置の義務付けの対象外です。



最高速度が90km/h以下の自動車や、平成6年排ガス規制に適合するものとして登録されていない自動車であって平成8年3月31日以前に製作された自動車などの、速度抑制装置の装着義務付けが適用除外となる自動車です。

## 秋の全国交通安全運動について

平成18年9月21日（木）から30日（土）までの10日間「秋の交通安全運動」が実施されます。

この運動は、県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

### 運動のスローガン

『運転は 人に社会に 思いやり』

### 運動の重点目標

1. 高齢者の交通事故防止
2. 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止  
(特に子どもと高齢者を中心として)
3. 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
4. 飲酒運転等悪質・危険な運転の追放

そこで、次の県下主要幹線道路の歩道橋に9月21日から10月20日迄の約1ヶ月間横断幕

『確かめよう 点検整備と 車間距離』を掲示し、点検整備の必要性を啓蒙しますので、横断幕の掲示についてご協力をお願いします。

支部名	設置箇所	支部名	設置箇所
甲府東	山梨学院大学	市川	中央市田富
	甲府警察署前		昭和町押越
甲府西	甲府市相生	南巨摩北	身延町下山公民館前
	国母清水新居		身延町丸滝
	甲府市富竹第二		身延町西島
	甲府市富竹		鰍沢町役場入口
	甲府市富竹		増穂小学校前
甲府南	山県神社北	南巨摩南	南部町越渡
	竜王駅入口	東八	御坂町夏目原
	甲斐市篠原		石和南小学校前（上り）
甲府北	甲府南高等学校前		石和南小学校前（下り）
	甲府市国母		笛吹市八代支所前
	甲府市上阿原	日下部	山梨市下釜口
	甲府市向町		山梨市落合山梨小学校前
南アルプス 南	甲府市緑ヶ丘	塩山	甲州市東雲
	甲府市北新		甲州市勝沼
	甲府市武田	岳麓	鳴沢村鳴沢
	甲府市美咲		富士吉田市新屋
	甲府市北口		山中湖村山中湖
峠北	武川町牧ノ原		富士河口湖町小立
韋崎	韋崎市穴山橋	大月	大月市初狩
南アルプス 南	南アルプス市清水		大月市真木入口
	南アルプス市十日市場 角力場	都留	都留市東桂
	南アルプス市十五所		都留市小沼
南アルプス 北	南アルプス市野牛島	上野原	上野原市鶴川入口
	桃源郷マラソン橋		上野原市四方津公民館前
	上今諏訪連絡橋		

なお、設置開始日及び設置箇所については、設置許可の都合上変更することがあります。

### 子ども110番のお店の展開について

通学路における児童の安全の確保を目的とした地域社会貢献事業として「子ども110番のお店」を展開しています。

この活動は、学校、保護者をはじめ地域住民への周知をさらに図るため、山梨県下市町村が発行している広報への掲載も依頼しています。

そこで、事業展開を表示する標記看板について、子どもの目線を考慮した場所への掲示をよろしくお願ひ致します。



### 平成18年度整備主任者法令研修が開催されます

標記法令研修について、道路運送車両法第91条3の規定に基づく同法施行規則第62条2の2の第1項第6号の規定に基づき（自動車分解整備事業者の遵守事項による整備主任者研修の受研義務）下記により実施致します。

なお、研修日程等のご案内は、郵送にて各事業場へ通知しますので、必ず受研されますようお願いします。

#### 1、研修対象者

- ・事業場から届け出されている全ての整備主任者。ただし、自動車検査員と整備主任者を兼務している者及び自動車検査員の資格を有する整備主任者であって、平成18年度の自動車検査員研修を受研した者は、本研修を受研した者として取り扱う。
- ・現に整備主任者として選任されていない者で、自動車検査員教習を受講予定の者

#### 2、研修会場

整備振興会研修センター

富士吉田市民会館

#### 3、研修費用

3,000円（研修費1,700円、資料代1,300円）研修資料については原則1事業場1セット以上の購入となります。なお、複数整備主任者を選任している事業場が受研する場合は、研修資料を交代で活用することも可能とします。（ただし、当日持参しなかった場合はご購入いただきます）したがって1事業場で別々に受研される場合、資料を持参すれば、研修費は1,700円となります。

#### 4、研修証明

研修修了の証明を行いますので、自動車整備士技能者手帳を必ず持参して下さい。

#### 5、日程表

月　日	受付研修時間帯	該　当　支　部
-----	---------	---------

10月 6日（金）	午前の部	岳麓（会場：富士吉田市民会館）
10月 10日（火）	午前の部	南アルプス南・南アルプス北・市川
10月 10日（火）	午後の部	南巨摩南・南巨摩北・韮崎・都留
10月 13日（金）	午前の部	甲府東・甲府南
10月 13日（金）	午後の部	甲府西・甲府北・峡北
10月 16日（月）	午前の部	東八・塩山
10月 16日（月）	午後の部	日下部・大月・上野原・その他

6、時間割 【午前の部】受付 9:00~9:30  
 研修 9:30~12:10  
 【午後の部】受付 13:00~13:30  
 研修 13:30~16:10

### 平成18年度整備主任者技術研修が開催されます

標記技術研修について、道路運送車両法第91条3の規定に基づく同法施行規則第62条2の2の第1項第6号の規定に基づき（自動車分解整備事業者の遵守事項による整備主任者研修の受研義務）下記により実施致します。

なお、研修日程等のご案内は、郵送にて各事業場へ通知しますので、必ず受研されますようお願いします。

#### 記

1. 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者  
(1事業場1名以上)
2. 研修場所 振興会教室・実習場
3. 研修担当講師 各ディーラー技術担当者
4. 研修内容 (学科) ①新機構、新装置について  
(実習) ①電気配線図を活用する診断技術  
②新型車・新機構の整備
5. 研修費 6,500円（学科編、実習編テキスト代を含む）
6. 研修時間 受付 9:00~9:30  
研修 9:30~16:00
7. 研修日程 下表を参照して下さい

回数	月 日	曜日	該当支部	担当		
				実技	学科 (小型)	学科 (大型)
1	9月 7日	木	南巨摩北	トヨタ	トヨタ	日産ディーゼル
			南アルプス北			
2	9月 21日	木	岳麓①	日産	日産	ふそう
3	10月 5日	木	岳麓②	三菱	三菱	日野

4	10月12日	木	東八①	トヨタ	トヨタ	いすゞ
5	10月19日	木	甲府東	ホンダ	ホンダ	日産ディーゼル
			都留			
6	11月9日	木	甲府西	スズキ	スズキ	ふそう
7	11月16日	木	甲府南①	トヨタ	トヨタ	日野
8	12月7日	木	甲府南②	日産	日産	いすゞ
			市川			
9	12月14日	木	甲府北	マツダ	マツダ	日産ディーゼル
			大月			
10	1月11日	木	峡北	ホンダ	ホンダ	ふそう
			塩山			
11	1月18日	木	日下部	ダイハツ	ダイハツ	日野
			南巨摩南			
12	2月1日	木	韮崎	スバル	スバル	いすゞ
			上野原			
13	2月8日	木	南アルプス南	日産	日産	日産ディーゼル
			東八②			
14	2月15日	木	その他一	トヨタ	トヨタ	ふそう

## 第108期技術講習所 受講者募集

整備士資格にチャレンジ！



- ◆二級ガソリン ◆三級ガソリン
- ◆ 講習期間 平成18年10月17日～平成19年3月13日
- ◆ 申込期間 9月11日(月)～10月6日(金)

詳細は下記をご参照下さい。

1. 募集種目  
二級ガソリン・三級ガソリン
2. 募集人員 (募集人員に達しないときは、開講しない場合があります)

種目	募集人員数

二級ガソリン	15~25
三級ガソリン	15~25

3. 受講申込み

- ①申込期間 9月11日（月）～10月6日（金）  
 ②受講申込み 受講希望者は受講申請書（教育課窓口にあります）に必要事項を記入のうえ、受講料を添えてお申し込み下さい。

4. 講習日程

- ①開講日（開講式） 平成18年10月17日（火）  
 ③修了日（修了式） 平成19年 3月13日（火）

5. 講習時間 9：10～15：50 1日6時限

6. 受講料

種 目		受講料	備 記
二級ガソリン	会 員	57, 000	受講料には、テキスト・資料代が含まれます。
	会 員 外	82, 000	
三級ガソリン	会 員	57, 000	受講料には、テキスト・資料代が含まれます。
	会 員 外	82, 000	

7. 各課程の講習日 ※講習日は、変更する場合があります。

二級ガソリン・三級ガソリン （火曜日・土曜日）

月	講 習 日				
	平成18年10月	17(火)	21(土)	24(火)	
11月	7(火)	11(土)	14(火)	21(火)	28(火)
12月	5(火)	12(火)	16(土)	19(火)	
平成19年1月	9(火)	16(火)	23(火)		
2月	6(火)	10(土)	13(火)	20(火)	

※ 詳しくは、教育課（TEL 055-262-4422）までお問い合わせ下さい。

**平成18年度第2回自動車整備士技能検定試験の実施について**

標記試験が次の通り実施されますので振興会、教育課にお申し込み下さい。  
 検定試験申請用紙は教育課に用意してあります。

1. 実施種目 1級小型自動車整備士
2. 申込期間 18年10月2日（月）～10月13日（金）
3. 学科試験 18年12月1日（金）
4. 受験資格 二級ガソリン自動車整備士又は二級ジーゼル自動車整備士（二級二輪は不可）に合格してから3年以上の自動車の整備作業の実務経験者
5. 申込時に持参するもの
  - ①受験費用 7,400円（内訳 申請料7,200円 用紙代等200円）
  - ②はがき6枚（受験者の住所・氏名を記入）
  - ③二級ガソリン自動車整備士又は二級ジーゼル自動車整備士の合格証書
  - ④写真1枚（6.0cm×4.5cm）
  - ⑤印鑑

## 平成18年度自動車検査員研修資料訂正のお願い

「平成18年度自動車検査員研修資料の401頁(4)運輸支局別自動車整備工場の現状」中表の数値すべてに印刷ミスがありました。ここにお詫びを申し上げ下記の通り訂正させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

### (4) 運輸支局別自動車整備工場の現状

項目 運輸支局別	認証工場数 (A)	認定工場数 (B)	指定工場数 (C)	指定工場化率 (C/A) %	整備主任者選任数 (D)	自動車検査員選任数	一工場当たり選任数 (E/C)	
						(E)		
東京支局	5,354	211	1,460	27.3%	13,904	2.6	4,391	3.0
神奈川支局	3,187	122	1,040	32.6%	8,070	2.5	2,937	2.8
埼玉支局	4,091	92	982	24.0%	9,058	2.2	3,210	3.3
群馬支局	2,220	76	550	24.8%	4,745	2.1	1,718	3.1
千葉支局	3,388	112	1,154	34.1%	8,518	2.5	3,401	2.9
茨城支局	2,827	75	732	25.9%	5,994	2.1	2,105	2.9
栃木支局	1,919	80	558	29.1%	4,302	2.2	1,598	2.9
山梨支局	855	43	236	27.6%	1,816	2.1	653	2.8
関東管内計	23,841	811	6,712	28.2%	56,407	2.4	20,013	3.0

## 自動車検査員教習試問結果について

自動車検査員教習試問が7月11日(火)に実施され、その結果は次のとおりでした。

受験者数	合格者数	合格率
53	35	66%

## FAINES会員になりませんか?

FAINES(ふあいねす)とは日整連が自動車整備事業者向けに構築したインターネット情報検索システムです。

本年4月より情報提供を開始した「整備マニュアル情報」は15メーカー約220車種のデータを閲覧・印刷することができます。

また「月刊技術情報」、「サービスデータ」、「標準作業点数表」など整備に欠かすことのできない様々な情報を得ることができます。

基本料金は、18円/日(月額525円)と大変に安価で、パソコン1台のスペースで、365日(メインセンターのメンテナンス日除く)いつでも情報を観ることができます。

整備業界においてもIT化は必要不可欠な時代になってきました。

今こそFAINESの加入をおすすめします!!!

## FAINES の入会金及び基本料金等

入会金	12,600円
基本料金	525円／1ヶ月
整備マニュアル利用料金	210円／閲覧1車種1回に付き
支払方法	登録指定口座より自動振替方法

※入会金は有料会員として初めて加入するときのみ必要です。

基本料金では「整備マニュアル情報」を除き、有料情報を繰り返し何回でも閲覧できます。

### 4. 加入方法

FAINES のご利用には、入会（会員登録）が必要です。

加入を希望される場合は、申込用紙・口座振替依頼書が振興会指導課にありますので、ご記入の上お申し込み下さい。

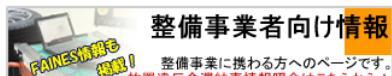
もちろん即日パスワードを発行致します。

FAINES の詳細は、指導課 (TEL 055-262-4422) までお問い合わせ下さい。

## 「放置違反金滞納車情報照会システム」のご案内

- (1) 平成 18 年 6 月より改正道路交通法が施行され、車検拒否制度の運用が開始されました。振興会の会員整備事業者が点検・整備を行い、当該自動車の継続検査等の受検手続きを行なう場合、車検拒否の対象か否かは重要かつ不可欠な情報であり、ユーザーとのトラブルを回避するためにも事前に確認する仕組みが求められていました。
- (2) 今般、インターネットでの簡易照会の仕組み（放置違反金滞納車情報照会システム）が用意され、振興会が利用者（整備事業者）の窓口となることとなりました。
- (3) 本システムは、各整備事業者の方が手持ちのパソコンを利用して、インターネットにより照会しようとする自動車のナンバー情報により照合し、その結果を回答するものです。
- (4) 照会は、整備事業者の方の ID・パスワードと照会しようとする自動車のナンバー情報を入力・送信することにより簡単にできますが、本システムを利用するためには事前に利用申請を行う必要があります。
- (5) 放置違反金滞納車情報照会システムについて  
事前に登録して頂きました事業者様におかれましては 8/1（火）より本システムの利用ができるようになりました。ユーザー様からの同意書を確認のうえ、ご利用下さい。なお、今後登録を予定している事業場におかれましても随時利用承認されますので、下記ホームページよりご登録下さい。

### システムの利用申請は



日整連ホームページ<http://www.jaspa.or.jp>から

をクリックし、 をクリックして利用申請して下さい。

インターネットで利用申請後、早急に振興会へ認証書（8-※※※号）をFAXして下さい。  
また、振興会会員専用ホームページに同意書等の参考書類を掲載しましたのでご利用下さい。

### ～ホームページ・リンクのお願い～

現在、振興会のホームページへは24,600件以上、1ヶ月平均800件のアクセス件数があります。定期的に内容を更新することにより、大変多くのユーザーさんにご覧頂いております。

各事業場におきまして現在ホームページをお持ちの方は、ご一報頂ければ振興会のホームページとリンクさせることができます。ホームページをリンクさせることで、お客様との接触のチャンスが増えるものと思われます。

ご希望の事業場につきましては、指導課（メール [sidou@ams-net.jp](mailto:sidou@ams-net.jp)

FAX 055-263-4420）へご連絡下さいようお願い致します。

### オフィシャルページに参加しませんか

本会のホームページの会員名簿紹介ページは直接検索できるものとなっており、「名称」・「住所」・「電話番号」等を紹介しています。

しかし、自らホームページを立ち上げている事業者が少ないとから、会員事業所が容易に参加できる「オフィシャル・ページ」を新たに企画し、アクセスされるユーザーに会員事業場の手頃な情報提供しています。

については、会員皆様の積極的なご参加をよろしくお願いします。

#### 1) 掲載形態

本文、写真及び付近図で構成します。

#### 2) 作成料金

基本作成料 本文	¥ 5,250	(消費税含む)
写真 (1枚)	¥ 3,150	(消費税含む)
地図	¥ 5,250	(消費税含む)
個人情報保護に関する基本方針ページ	¥ 1,000	(消費税含む)

次の6パターンの組み合わせが可能です。

A 基本のみ	¥ 5,250
B 基本+写真 (1)	¥ 8,400
C 基本+地図	¥ 10,500
D 基本+写真 (2)	¥ 11,550
E 基本+写真 (1) +地図	¥ 13,650
F 基本+写真 (2) +地図	¥ 16,800
G 個人情報保護に関する基本方針ページ	¥ 1,000

(各タイプに対応できるオプションです)

3) 申込方法及び期限

巻末の作成専門用紙に記入し、作成料を添えて下記に提出下さい。

提出先：振興会指導課まで

4) 注意事項

◇整備料金及び比較表示に関する事項、他社と競合する内容は掲載できません。

◇関係法令や景品表示などに抵触する表現・表示はできません。

◇掲載内容によっては訂正またはご辞退をお願いすることがあります。

◇自社のホームページがある場合は、自社PRページよりリンクします。

◇変更の場合は、別途作成料金が必要となります。

\* オフィシャルページはタウンページに掲載するような感覚で気軽に低予算でユーザーにPRすることが出来ます。

AMS のホームページで実際にオフィシャルページを見てみよう！

まずインターネットで <http://www.ams.or.jp> のアドレスを入力してホームページ内の「工場検索」からオフィシャルページをご覧下さい。

### 教育委員会が開催されました

日 時 平成18年8月25日（金）16:30～

場 所 振興会 会議室

出席者 羽田委員長、清水副委員長、久保田委員、山田委員、保坂委員、坂本委員、米山委員、別符委員、村松委員、

会議事項

(1) 山梨県自動車整備競技大会支部チーム枠について

①原則1支部1チームの参加とする。

②参加選手が支部内で2名に満たない場合（1名は可能）、満たない支部同志での合同チームの参加を可能とする。（A支部1名 B支部1名）

(2) 山梨県自動車整備競技大会回数について

①平成18年10月28日開催の山梨県大会は第16回大会とする。

（平成15年度第14回山梨県大会を開催していないため、前大会、今大会の回数についての確認）

### 教育委員・問題検討委員合同会議が開催されました

（第16回自動車整備技能競技大会）

日 時 平成18年8月25日（金）14:00～

場 所 振興会 会議室

出席者 (教育委員会) 羽田委員長、清水副委員長、久保田委員、山田委員、保坂委員、坂本委員、米山委員、別符委員、村松委員

(問題検討委員会) 大久保委員、笛本委員、大久保委員、深沢委員、内藤委員、望月委員、小川委員、穂坂委員、保坂委員、芦澤委員、秋山委員、森山委員、羽中田委員、志村委員、佐藤委員

会議事項

## (1) 山梨県自動車整備競技大会競技内容について

### 競技概要

- ① 1年定期点検整備を基準とした点検・整備を実施
- ②基礎作業を出題
- ③競技時間 70分
- ④車輌年式を考慮の上、競技大会問題設定連絡書を9月5日（火）までに提出
- ⑤競技大会問題設定連絡書により報告された内容を整理し、次回の問題検討委員会で内容を検討
- ⑥競技に使用する車両は各支部にお願いする。

競技車両 （平成8～10年新規登録車を目安とする）

国産乗用車 1000cc～1500cc

A T車 2WD 電子制御エンジン

フロントディスク リヤドラム



# 第16回 山梨県 自動車整備技能競技大会

平成18年10月28日(土)



全支部参加で技能コンクール  
を成功させよう！！

会場 振興会構内

Let's try!!

## ● 目的

入庫促進・定期点検整備推進・整備技術の向上

整備事業の公共性と業界の教育訓練、  
技能鍛錬の姿勢を社会にPR

自動車の安全確保、環境保全に寄与

優勝チームは、全国大会出場！！

商工組合 工具等特売 同日開催

